

## 草加市立中央図書館雑誌広告掲載要領

平成24年4月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、草加市広告掲載事業要綱（平成18年告示第545号。以下「要綱」という。）及び草加市広告掲載基準（平成18年告示第546号）に定めるもののほか、草加市立中央図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する雑誌のカバー等に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要領の対象となる広告媒体は、図書館の雑誌コーナーに配架する雑誌の最新号カバー（以下「カバー」という。）及び雑誌収納扉（以下「扉」という。）とする。

2 広告を掲載する雑誌は、図書館長が別に指定する雑誌の種類から広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）が選定することができる。ただし、当該雑誌の図書館内における配架位置は、図書館長が決定するものとする。

(広告の規格及び掲載位置等)

第3条 広告の規格及び掲載位置等については、次のとおりとする。

- (1) 広告は、片面印刷とし、縦16センチメートル、横13センチメートル以内の寸法とする。
- (2) 広告の掲載位置は、カバー表紙面の底辺上部中央及び扉表面の中央とする。
- (3) カバー及び扉に掲載する広告の内容は、広告掲載者の名称等同一のものを用いることとする。
- (4) 広告は、図書館の公共性を損なわないものであって、広告掲載者が作成するものとする。
- (5) 破損、汚損等のため、広告を修復する必要がある場合は、広告掲載者の負担により速やかに修復するものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、掲載を開始した日の属する月を含む12か月とする。

2 広告の内容（広告掲載者の名称は除く。）は、掲載期間中4回まで変更することができる。

(掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、図書館ホームページ等により随時行うものとする。

(掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告を掲載する雑誌の購入費用とする。

(掲載の申込み)

第7条 民間企業又は団体であつて、広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、草加市立中央図書館雑誌広告掲載申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて提出するものとする。

（掲載の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、申請内容等を審査し、広告掲載の可否を決定し、草加市立中央図書館雑誌広告掲載決定・否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、申請者又は広告内容等が要綱第3条に規定する基準に該当するおそれがあるため必要と認めるときは、要綱第5条に規定する草加市広告審査委員会の審査を経て、その可否を決定しなければならない。

3 同一の雑誌に対し複数の申請があつた場合は、申請の先着順に広告掲載者を決定する。

（掲載料の納付）

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内に掲載期間に係る掲載料の総額を一括して市に納入しなければならない。

2 広告掲載雑誌の価格変動又は休刊等により、掲載料に変動が生じる場合であっても、追加徴収又は返金等納入額の変更は行わないものとする。

（掲載料の還付）

第10条 掲載料は、原則として還付しない。ただし、掲載決定後、広告掲載者の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成24年4月27日から施行する。